

## 文教常任委員会所管事務調査(中間報告)

**3 委員会として一致した意見****(1)「児童・生徒の安全確保に向けた取り組みについて」**

**ア 大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故を踏まえ、今後の突発的な事故や自然災害に備えた学校施設における日常的な保守・点検業務等については、明確にスケジュールを示しながら、計画的に取り組むことを求める。また、事象発生時には早期対応ができるような人的体制の構築にも積極的に取り組むことを求める。**

学校園施設の日常的な保守・点検については、施設管理者である学校長が責任を持って行っており、また、法令等により必要とされる定期的な保守・点検業務は、学校園運営室が適切に行っております。また、事象発生時には迅速な対応ができるように、市長部局と連携しつつ体制の構築に努めております。

**イ 登下校中の事件や事故、自然災害の発生が後を絶たない現状を踏まえ、地域住民・学校・警察・道路管理者等と連携した通学路の計画的な点検や危険箇所の情報共有等の体制強化に取り組むことを求める。**

通学路の点検については、教育委員会が事務局となり、国、府、警察、学校、都市整備部関係課により構成する、「通学路安全対策推進会議」を開催し、通学路安全プログラムを策定して、計画に基づく安全対策を実施しております。引き続き、関係機関と連携して、通学路の計画的な点検や危険箇所の情報を共有し、児童・生徒の登下校の安全対策に取り組んでまいります。

**ウ 交通量や道路形状等といった通学路ごとの特性を考慮し、スクールガードリーダーや地域ボランティア等の見守り活動の充実を検討しながら、危険箇所への積極的な人員の配置と、児童・生徒への危険箇所に対する意識づけの周知を徹底し、さらなる安全確保に取り組むことを求める。**

通学路の安全確保への取り組みについて、本市では、警察官OB等をスクールガードリーダーとして委嘱し、登下校時の巡回指導や地域のボランティア等の見守り活動を実施する団体に対する助言を実施し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制づくりを支援しており、危険箇所には地域や関係機関と連携して、安全誘導に係る人的な配置をしております。

また、学校では、危険箇所における通学指導や通学路の変更等、児童・生徒の通学の安全についても、その徹底を図っているところです。

引き続き、児童・生徒の登下校の交通安全対策として、地域や関係機関と連携して

対応するとともに、事故の未然防止に向けた危険予知教育の充実にも努め、通学時の安全確保に取り組んでまいります。

**エ 小学校においては通学時の黄色帽子やランドセルカバー着用等による安全面での効果を、中学校においては校内でのスリッパ等の着用による災害等発生時のデメリットを、それぞれに検証し、学校間での情報共有を図りながら、その検証結果に基づいた最善の安全確保策に取り組むことを求める。**

小学校における通学時の黄色帽子やランドセルカバーの着用については、周囲の目を引き、地域における見守りを行う際の目印となる効果が認められるとともに、中学校における校内での上靴の着用については、災害時におけるけがの防止等に効果があると考えております。

一方、現状においては、各学校の通学用品や校内の上履きの取扱いが異なっていることから、引き続き、これまでの各学校における用品の決定経緯や用品変更に伴う保護者負担等についての検証を深め、学校間での情報共有も図りつつ、児童・生徒の安全確保策の取り組みを進めてまいります。

**オ 現在、本市で実施しているスケアードストレート技法によるスタントマンの交通安全教室に加えて、例えば警察やトラック協会等に協力を要請し、実際に児童・生徒が自動車に同乗することで、運転手の死角となる内輪差等の危険箇所を確認するような交通安全講習を検討し、安全意識の醸成に取り組むことを求める。**

交通安全意識の向上について、本市では、交通ルールと正しい交通マナーの理解により、歩行時や自転車乗車時の交通事故を抑止するため、関係部局が連携して、事故の未然防止に向けた交通安全教育を実施し、危険予知教材の活用やスケアードストレート技法によるスタントマンによる交通安全教室等を実施しております。

児童・生徒の実際の乗車体験については、スタントマンの交通安全教室に参加する生徒の一部が乗用車に乗車する体験学習をしておりますが、引き続き、関係機関との連携や府提供の動画教材の活用等を含めて、体験的な交通安全学習の充実に努め、交通安全意識の醸成に取り組んでまいります。

**カ 東京都教育庁発行の防災ノートにならい、自然災害発生時の行動シミュレーションや各学校での地域防災マップの作り方等、本市独自の教材・資料等の作成を検討し、児童・生徒の限られた授業時間数の中で、有意義な防犯・防災教育の推進を図ることを求める。**

防災教育について、本市では、学校における防災教育を計画的に進めるため、各教科、道徳、特別活動等、教育活動全体における防災教育の内容の体系化を図り、年間指導計画を作成し、児童・生徒が自分の問題として考えることができる防災教育を実施しております。

本市における防災教育の実施にあたっては、大阪府教育委員会発行の「学校における防災教育の手引き」を活用し、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科等の内容項目を活かした授業展開や、各校の地域の地理的な実情に合わせた学習、その他国・府の提供教材等も活用して実施しておりますが、引き続き、先進事例も研究しつつ、その充実を図ってまいります。

**キ 各学校への防災担当者の配置や避難所開設における教職員の積極的なかわりについて検討することを求める。また、HUG（避難所運営ゲーム）のような避難所運営において想定される要配慮者への対応や支援物資の分配の仕方等を体験できるような研修講座等を実施し、教職員研修の充実を図ることを求める。**

災害時における教職員のかかわりについては、八尾市立学校園の管理運営規則第7条に基づき、巨大地震等が発生した場合は、八尾市地域防災計画及び関連するマニュアル等を踏まえ、適切かつ迅速に対応するとともに、防災担当部局が開設する避難所の運営につきましても協力してまいります。

また、教職員研修の充実については、現在、初任の教職員に対し、「防災教育研修」として、本市の自然災害リスクや防災対策の状況を踏まえながら、本市の実態に応じた防災教育のあり方について理解し、所属校における実践に資する研修を実施しております。今後も本市の実態に応じた研修が行われるよう研修内容の充実を努めてまいります。